

内閣人第

九〇号

起案

令和五年七月二日

決定  
上奏  
裁可  
令和  
年月日

施行  
令和  
年月日

令和  
年月日

令和  
年月日

令和  
年月日

令和  
年月日

内閣官房長官

起

内閣官房副長官

内閣  
総務官



内閣總務官



裁判官人事

五

内閣  
總務官



内閣總理大臣

五

裁判官の人事について、別紙のとおり決定することとしたいたしたい。  
なお、本件に係る署名については、「閣議運営の効率化について（平成十一年十月五日閣議  
決定）」により、内閣總理大臣限りとされている。

判事に任命する

(東京高等検察庁検事)

(同)

(東京地方検察庁検事)

同 同 検

判事兼簡易裁判所判事に任命する (各通)

(東京地方検察庁検事)

檢

(同)

同 同 検

(東京高等検察庁検事)

判事兼簡易裁判所判事に任命する (各通)

事

森 芙 明

大 谷 勝 滋

西 滋

恭 一 郎

衣 瑞 穂

谷 井 隆

谷 口 穗

佐 藤 園

渡 邊 恵

藤 田 隆

英 夫

佐 藤 幸

直 規

大 野 晃 宏

(以上八月一日)

(以上八月二日)

判事兼簡易裁判所判事に任命する

高  
松  
宏  
之

(八月五日)

・ 檢

事

谷  
矢

愛

判事補兼簡易裁判所判事に任命する

(八月二日)

布施敏幸 橋口文豊 長鄉文香 寺尾明高人彦 佐藤彦彦 佐藤信哉 佐藤和哉 佐藤和廣

本 村 田 上 千 鶴  
森 田 政 司  
横 渡 边 隆 育 生  
山 本 真 幸 行  
山 本 育 行  
渡 边 隆 育 生  
横 渡 边 隆 育 生  
森 田 政 司  
村 田 上 千 鶴  
木 柏 氏 家 原 原  
小 林 原 原 家 原  
吉 西 小 林 原 原  
神 谷 村 川 林 原 原  
竹 内 林 谷 村 川 林 原 原  
秀 勝 浩 智 義 成 裕 一 真 隆 育 生  
亨 剛 行 彦 二 人 則 光 美 弥 幸 行  
村 田 上 千 鶴

原廣大儀幸紀明  
田川梶原一朗博  
田崎井道治  
田野田靖夫  
田中井勝之  
板野勝道治  
生田浩夫  
富田靖之  
澤田浩司  
小田繁彰  
高橋真生  
青山平樹  
五十嵐素明  
風橋良生  
人山真生  
人明平樹  
人滿人

内岡小篠竹玉八山古山坂岩宮渡大  
山野林原澤井澤澤木口田賀田川崎辺江  
修二司誠之之隆司文秀文司秀知彰雅貴  
之修二司誠之之隆司文秀文司秀知彰雅貴

紀高武西宇岡立新倉上諫五十歲織細山北  
平木長山宮田川屋田原武谷田和啓利行幸信三  
和弘信庫幹唱真孝宏高光行幸信三  
成太郎次明敏雄寬宏雄高光行幸信三

澤 谷 谷 谷 谷 谷 谷 谷  
福 福 福 福 福 福 福 福  
末 末 末 末 末 末 末 末  
吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉  
福 福 福 福 福 福 福 福  
川 川 川 川 川 川 川 川  
未 未 未 未 未 未 未 未  
次 次 次 次 次 次 次 次  
吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉 吉  
包 包 包 包 包 包 包 包  
生 生 生 生 生 生 生 生  
野 野 野 野 野 野 野 野  
中 布 池 我 三 佐 佐 佐 佐  
村 谷 田 妻 井 藤 原 原 原  
玄 靖 英 審 光 良 文 博 浩  
介 裕 彰 勝 滿 晴 觉 良 雄 紀 章 淳 実

簡易裁判所判事に任命する（各通）

番條雅代

簡易裁判所判事兼判事補に任命する

番條雅代

（神戸地方裁判所判事兼  
神戸家庭裁判所判事）

判事

石渡圭

（広島高等裁判所判事）

同

重高啓

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）

日野靖史

（久留米簡易裁判所判事）

簡易裁判所判事

（以上八月一日）

願に依り本官を免ずる

日野靖史

（奈良地方裁判所判事兼  
奈良家庭裁判所判事・兼  
葛城簡易裁判所判事）

簡易裁判所判事兼

佐茂剛

願に依り本官並びに兼官を免ずる

佐茂剛

（大阪高等裁判所判事  
大阪簡易裁判所判事）

簡易裁判所判事兼

千葉和則

（以上七月三十一日）

願に依り本官並びに兼官を免ずる

(八月十一日)

最高裁人任第1151号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

おつて、同人は、判事としての任期が令和5年7月31日限り終了するものである。

森 英 順

(発令希望日 令和5年8月1日)

## 判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	前職	氏名	生年月日	根拠法規
(再任) 東京高判事	東京高判事	森 英明	昭39.10.6	略

最高裁人任第1210号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を別紙のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和5年8月1日)

(別紙)

(東京高等検察庁検事)

検事 大西勝滋

(同)

同

本部長 吉谷 茂一郎

## 判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
東京高判事兼東京簡裁判事	東京高検検事	大西勝滋	昭39.12.21	裁判所法第42条第1項 (同条第2項、職権特例法第3条の3による場合を含む)、裁判所法第44条第1項(職権特例法第3条の3による場合を含む)
東京高判事兼東京簡裁判事	東京高検検事	古谷恭一郎	昭37.5.31	

## 兼 官 理 由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

裁 判 所						
年 号	出生 地	現住 所	本 籍	氏 名	年 月 日	項 序 名
平成 二	六二 一〇 三〇	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	昭和三十九年十二月二十一日	おおにしきつ勝滋	
五 四 一〇	四 八 一	司法修習生の修習終了 判事補に任命する 東京地方裁判所判事補に補する 福岡地方裁判所判事補に補する 兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する 簡易裁判所判事に兼ねて任命する	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了  判 事 補 に 任 命 す る  東 京 地 方 裁 判 所 判 事 補 に 補 す る  福 岡 地 方 裁 判 所 判 事 補 に 補 す る  兼 ね て 福 岡 家 庭 裁 判 所 判 事 補 に 補 す る  簡 易 裁 判 所 判 事 に 兼 ね て 任 命 す る	年 月 日 事	年 月 日 月 日 年 月 日	氏 名 大 西 勝 滋 しげ
最高裁判所	内 閣	内 閣	最高裁判所	昭和三十九年十二月二十一日	おおにしきつ勝滋	
福岡簡易裁判所判事に補する						

2丁		裁判所		年号	月日	事項	大西勝滋
年	月	日	月	日	月	日	名
平成	六	四	檢事二級（福岡地方検察庁検事）	に任命する			
			法務事務官（福岡法務局訟務部付）	に併任する			法務省
	八	九	人事院事務官	に併任する			
			併任期間は平成九年三月二十八日までとする				
			併任の期間中、平成八年度派遣行政官短期在外研究員として所定の調査研究を行うことを命ずる				
			判事補兼簡易裁判所判事に任命する				
			東京地方裁判所判事補に補する				
			判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する				
			東京簡易裁判所判事に補する				
	二	四	那霸地方裁判所判事補に補する				
			那霸地方裁判所名護支部勤務を命ずる				
			兼ねて那霸家庭裁判所名護支部勤務を命ずる				

年号月日 事

項 庁 名

名護簡易裁判所判事に補する  
名護簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者

に指名する

平成二二年四月〇日

最高裁判所  
内閣

判事兼簡易裁判所判事に任命する

那覇地方裁判所判事に補する

那覇地方裁判所名護支部勤務を命ずる

兼ねて那覇家庭裁判所判事に補する

那覇家庭裁判所名護支部勤務を命ずる

平成二二年七月四日

最高裁判所

那覇家庭裁判所名護支部勤務を命ずる

平成二二年一月四日

最高裁判所  
内閣

検事一級（福岡地方検察庁検事）に任命する

法務事務官（福岡法務局訟務部付）に併任する

平成二二年一月九日

最高裁判所  
内閣

法務省大臣官房民事訟務課付に充てる

かねて法務省大臣官房参事官に充てる

法務事務官（福岡法務局訟務部付）の併任を解除す

る

3丁

4丁

裁判所		年号月日	事	項	序	名
平成一〇	四一	法務省大臣官房民事訟務課付に充てることを解く	法務省			大西勝滋
一一	四	判事兼簡易裁判所判事に任命する		内閣		
一一	四	東京地方裁判所判事に補する				
一一	四	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所			
一一	八	平成二十一年司法試験（新司法試験）考查委員に任命する				
一一	六	任期は平成二十一年十月三十一日までとする	法務省			
一一	四	平成二十二年司法試験（新司法試験）考查委員に任命する				
一一	四	任期は平成二十二年十月三十一日までとする	法務省			
一一	四	検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する				
一一	七	東京法務局訟務部長に充てる	内閣			
一一	四	判事に任命する				
一一	四	東京高等裁判所判事に補する				
一一	四	知的財産高等裁判所勤務を命ずる				

裁判所	年号	月日	項目	序名
平成二十九年九月三〇日	平成二十九年九月三〇日	最高裁判所	内閣	大西勝滋
横浜地方裁判所判事に補する	横浜地方裁判所判事に補する	内閣	内閣	内閣
部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	内閣	内閣	内閣
横浜簡易裁判所判事に補する	横浜簡易裁判所判事に補する	内閣	内閣	内閣
一部の事務を総括する者に指名する	一部の事務を総括する者に指名する	内閣	内閣	内閣
一部の事務を総括する者に指名する	一部の事務を総括する者に指名する	内閣	内閣	内閣
令和二年八月四日	令和二年八月四日	内閣	内閣	内閣
東京高等裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	内閣	内閣	内閣
東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	内閣	内閣	内閣
内閣府事務官（証券取引等監視委員会事務局次長）	内閣府事務官（証券取引等監視委員会事務局次長）	内閣	内閣	内閣
に併任する	に併任する	内閣	内閣	内閣
証券取引等監視委員会事務局総務課業務監査室長に併任する	証券取引等監視委員会事務局総務課業務監査室長に併任する	内閣	内閣	内閣
金融厅	金融厅	内閣	内閣	内閣

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月	年月日	旧氏名	氏名
日	年月日	年月日	年月日
事	昭和三十七年五月三十一日	昭和三十七年五月三十一日	昭和三十七年五月三十一日
事	年月日	年月日	年月日
項	昭和三十七年五月三十一日	昭和三十七年五月三十一日	昭和三十七年五月三十一日
序	昭和三十七年五月三十一日	昭和三十七年五月三十一日	昭和三十七年五月三十一日
名	昭和三十七年五月三十一日	昭和三十七年五月三十一日	昭和三十七年五月三十一日

司法試験第二次試験合格

司法試験管理委員会

平成二年四月一日	平成二年四月三〇日	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会
司法修習生の修習終了	司法修習生の修習終了	司法修習生の修習終了	司法修習生の修習終了
判事補に任命する	判事補に任命する	判事補に任命する	判事補に任命する
東京地方裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する
那覇地方裁判所判事補に補する	那覇地方裁判所判事補に補する	那覇地方裁判所判事補に補する	那覇地方裁判所判事補に補する
兼ねて那覇家庭裁判所判事補に補する	兼ねて那覇家庭裁判所判事補に補する	兼ねて那覇家庭裁判所判事補に補する	兼ねて那覇家庭裁判所判事補に補する
那覇地方裁判所沖縄支部勤務を命ずる	那覇地方裁判所沖縄支部勤務を命ずる	那覇地方裁判所沖縄支部勤務を命ずる	那覇地方裁判所沖縄支部勤務を命ずる
最高裁判所	内閣	内閣	内閣

年号月日事

項序

名

裁判所

最高裁判所

平成五

六

那覇家庭裁判所沖縄支部勤務を命ずる  
最高裁判所

平成五

四

簡易裁判所判事に兼ねて任命する  
沖縄簡易裁判所判事に補する

平成五

四

東京地方裁判所判事補に補する

平成五

四

東京簡易裁判所判事に補する

平成五

四

○判事補の職權の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する

平成五

四

東京家庭裁判所判事補に補する

平成五

四

最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる

平成五

四

最高裁判所事務総局家庭局付を免する

2丁

一一四

一一四

判事補兼簡易裁判所判事に任命する

法務省

内閣

古谷恭一郎

項 序 名

裁判所	年号 月 日	事項	序	名
平成二年四月九日	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	補につき任期終了		
平成二年四月一〇日	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	内閣		
平成二年四月一一日	東京家庭裁判所判事に補する	最高裁判所		
平成二年四月一三日	家庭裁判所調査官研修所教官に充てる	内閣		
平成二年四月一四日	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	最高裁判所		
平成二年四月一五日	家庭裁判所調査官研修所教官に充てることを解く	内閣		
平成二年四月一六日	京都地方裁判所判事に補する	最高裁判所		
平成二年四月一七日	京都簡易裁判所判事に補する	最高裁判所		
平成二年四月一八日	京都家庭裁判所判事の職務代行を命ずる	大阪高等裁判所		
平成二年四月一九日	六月一六日京都家庭裁判所判事の職務代行を免ずる	内閣		
平成二年四月二〇日	兼官を免ずる	最高裁判所		
平成二年四月二一日	大阪地方裁判所判事に補する	最高裁判所		
平成二年四月二二日	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所		

3丁

4丁	裁判所	年 月 日	事	頃	序	名
			司法研修所教官に充てる			
平成 九	平成二十年司法試験（新司法試験）	平成二十年司法試験（新司法試験）	司法試験（新司法試験）	司法試験（新司法試験）	司法試験（新司法試験）	司法試験（新司法試験）
二〇	九	九	九	九	九	九
二〇	一	四	平成二十一年司法試験（新司法試験）	平成二十一年司法試験（新司法試験）	平成二十一年司法試験（新司法試験）	平成二十一年司法試験（新司法試験）
二〇	一	四	命する	命する	命する	命する
			任期は平成二十一年十月三十一日までとする	任期は平成二十一年十月三十一日までとする	任期は平成二十一年十月三十一日までとする	任期は平成二十一年十月三十一日までとする
二二	一〇	六	平成二十二年司法試験（新司法試験）	平成二十二年司法試験（新司法試験）	平成二十二年司法試験（新司法試験）	平成二十二年司法試験（新司法試験）
二二	一〇	六	命する	命する	命する	命する
			任期は平成二十二年十月三十一日までとする	任期は平成二十二年十月三十一日までとする	任期は平成二十二年十月三十一日までとする	任期は平成二十二年十月三十一日までとする
一一	四	一	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる
一一	四	一	こと	こと	こと	こと
			解く	解く	解く	解く
九	東京家庭裁判所判事に補する	東京家庭裁判所判事に補する	東京家庭裁判所判事に補する	東京家庭裁判所判事に補する	東京家庭裁判所判事に補する	東京家庭裁判所判事に補する
	最高裁判所事務総局家庭局参事官を命ずる	最高裁判所事務総局家庭局参事官を命ずる	最高裁判所事務総局家庭局参事官を命ずる	最高裁判所事務総局家庭局参事官を命ずる	最高裁判所事務総局家庭局参事官を命ずる	最高裁判所事務総局家庭局参事官を命ずる
	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する	法制審議会幹事に任命する
	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所
	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省

古谷恭一郎

最高裁判所

年号月日 事項

内 序 開名

裁判所 平成二十二年四月一〇日  
 判事兼簡易裁判所判事に任命する  
 東京家庭裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局家庭局参事官を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する

最高裁判所

平成二十二年司法試験（新司法試験） 考査委員を免

する

法務省

平成二十二年三月三日 法制審議会幹事を免

平成二十二年七月一日 法制審議会幹事に任命する

最高裁判所

平成二十二年四月一日 最高裁判所事務総局家庭局参事官を免

する

大阪地方法務省

大阪地方裁判所判事に補する

法務省

大阪簡易裁判所判事に補する

最高裁判所

一部の事務を総括する者に指名する

法務省

一部の事務を総括する者に指名する

法務省

一部の事務を総括する者に指名する

法務省

6丁		裁判所		年号月日	事項	項序	名
月	日	月	日				
平成二七	四	東京高等裁判所	判事に補する	年和	事	項	名
二九	六	東京簡易裁判所	判事に補する	月	月	序	名
三〇	一	東京地方裁判所	判事に補する	日	日	日	日
三一	一	東京地方裁判所	部の事務を総括する者に指名する	月	月	月	月
三四	一	東京地方裁判所	部の事務を総括する者に指名する	日	日	日	日
四九	一	東京地方裁判所	部の事務を総括する者に指名する	月	月	月	月
		裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	部の事務を総括する者に指名する	日	日	日	日
		および兼官たる簡易裁判所判事任期終了	部の事務を総括する者に指名する	月	月	月	月
		判事兼簡易裁判所判事に任命する	部の事務を総括する者に指名する	日	日	日	日
		東京地方裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	月	月	月	月
		東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	日	日	日	日
		東京地方裁判所判事に任命する	東京地方裁判所判事に任命する	月	月	月	月
		東京地方裁判所判事に任命する	東京地方裁判所判事に任命する	日	日	日	日
法務省		最高裁判所	最高裁判所	月	月	月	月

古谷恭一郎

7丁

## 裁判所

年号

月日

事

項

序

令和三年一月十八日

文部科学事務官（研究開発局原子力損害賠償紛争和

文部科学省

解仲介室長）に併任する

古谷恭一郎

転　官　承　諾　書

令和　年　月　日

法　務　大　臣　殿

東京高等検察庁検事

検　　事



転官承諾書

令和 年 月 日

法務大臣 殿

東京高等検察庁検事

検事



最高裁人任第1258号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京地方検察庁検事) 検 事 衣斐瑞穂

(発令希望日 令和5年8月1日)

## 判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき序	現職	氏名	生年月日	根拠法規
東京高判事兼東京簡裁判事	東京地検検事	衣斐瑞穂	昭48.7.30	裁判所法第42条第1項 (同条第2項、職権特例法第3条の3による場合を含む)、裁判所法第44条第1項(職権特例法第3条の3による場合を含む)

兼 官 理 由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。



裁 判 所		年 号	月	日	事	項	序	名
平成	四	七	八	財務事務官（国際局開発金融課課長補佐）に併任す	財務省			衣斐瑞穂
六	七	一	一	財務事務官（国際局開発金融課課長補佐）の併任を解除する	内閣			
八	一	一	一	判事補兼簡易裁判所判事に任命する	内閣			
九	一	一	一	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所			
一	一	一	一	判事補の職權の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する				
二	一	一	一	東京簡易裁判所判事に補する				
三	一	一	一	京都地方裁判所判事補に補する				
四	一	一	一	兼ねて京都家庭裁判所判事補に補する				
五	一	一	一	京都簡易裁判所判事に補する				
六	一	一	一	東京地方裁判所判事補に補する				
七	一	一	一	最高裁判所事務総局秘書課付を命ずる				
八	一	一	一	東京簡易裁判所判事に補する				

年号月日事

項 庁 閣 名

平成二〇 四二二 判事兼簡易裁判所判事に任命する

東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局秘書課付を命ずる

最高裁判所

二二四 一 最高裁判所事務総局秘書課付を免ずる

二二四 一 広島地方裁判所判事に補する

兼ねて広島家庭裁判所判事に補する

広島簡易裁判所判事に補する

二二四 一 東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所裁判所調査官に充てる

東京簡易裁判所判事に補する

二二六 六三〇 裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる簡易

裁判所判事につき任期終了

二二七 一 簡易裁判所判事に兼ねて任命する

内閣

二二九 四一 東京簡易裁判所判事に補する

最高裁判所

三丁

裁 判 所	年 号 月 日	事	項	序	名
平成二十九年司法試験監査委員に任命する	平成二十九年四月一八日	事	項	序	名
任期は平成二十九年十一月三十日までとする	平成二十九年四月一八日	事	項	序	名
平成二十九年司法試験監査委員に任命する	平成二十九年四月一八日	事	項	序	名
任期は平成二十九年十月三十一日までとする	平成二十九年四月一八日	事	項	序	名
任期は平成三十年司法試験監査委員に任命する	平成三十年四月一八日	事	項	序	名
任期は平成三十年十月三十一日までとする	平成三十年四月一八日	事	項	序	名
平成三十年司法試験監査委員に任命する	平成三十年四月一八日	事	項	序	名
同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	平成三十年四月一八日	事	項	序	名
判事兼簡易裁判所判事に任命する	平成三十年四月一八日	事	項	序	名
東京地方裁判所判事に補する	平成三十年四月一八日	事	項	序	名
東京簡易裁判所判事に補する	平成三十年四月一八日	事	項	序	名
検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する	平成三十年四月一八日	事	項	序	名
法務省	平成三十年四月一八日	事	項	序	名

5丁

## 裁 判 所

年 号

月 日

事

項

序

名

平成三〇

八

一 内閣法制局参事官（第二部）に併任する

内閣法制局

衣斐瑞穂

転官承諾書

令和 年 月 日

法務大臣 殿

東京地方検察庁検事

検事



最高裁人任第1149号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

おって、同人は、本官たる判事としての任期が令和5年7月31日限り終了し、  
同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となるものである。

まつ い ひで たか  
松 井 英 隆

(発令希望日 令和5年8月1日)

## 判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
(再任) 東京高判事兼東京簡裁判事	東京高判事兼東京簡裁判事	松 井 英 隆	昭35.2.15	略

## 兼 官 理 由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

最高裁人任第1150号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

おつて、同人は、本官たる判事及び兼官たる簡易裁判所判事としての任期が令和5年7月31日限り終了するものである。

たに ぐち その え  
谷 口 園 恵

(発令希望日 令和5年8月1日)

## 判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	前職	氏名	生年月日	根拠法規
(再任) 東京高判事兼東京簡裁判事	東京高判事兼東京簡裁判事	谷口園恵	昭37.12.21	略

## 兼 官 理 由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

最高裁人任第1256号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を別紙のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和5年8月2日)

(別紙)

(東京地方検察庁検事) 検事 渡邊英夫

(同) 同 佐藤幸

(同) 同 藤田規

(東京高検検察庁検事) 同 大野晃宏

## 判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月2日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
東京高判事兼東京簡裁判事	東京地検検事	渡邊英夫	昭47.12.4	裁判所法第42条第1項(同条第2項、職権特例法第3条の3による場合を含む)、裁判所法第44条第1項(職権特例法第3条の3による場合を含む)
東京高判事兼東京簡裁判事	東京地検検事	佐藤隆幸	昭47.9.7	"
東京地判事兼東京簡裁判事	東京地検検事	藤田直規	昭58.10.18	"
東京高判事兼東京簡裁判事	東京高検検事	大野晃宏	昭49.12.25	"

## 兼 官 理 由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。



裁判所	年号 月 日	事	項	序	渡邊 英夫 名
横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日ま	企業長期研修研修員として研修を行うことを命ずる	最高裁判所		
で住友化学工業株式会社において平成十六年度民間		簡易裁判所判事に兼ねて任命する	内閣		
川崎簡易裁判所判事に補する		判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	最高裁判所		
より判事の職務を行わしむる者に指名する		検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する			
する		法務事務官（法務省大臣官房司法法制部付）に伊任			
判事補兼簡易裁判所判事に任命する		法務省			
東京地方裁判所判事補に補する		内閣			
より判事の職務を行う者に指名する		判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に			

裁判所		年号月日	事	項	序	名
平成二十三	四	一	鹿児島家庭裁判所判事に補する 鹿児島家庭裁判所名瀬支部勤務を命ずる 兼ねて鹿児島地方裁判所判事補に補する	東京簡易裁判所判事に補する 鹿児島家庭裁判所名瀬支部勤務を命ずる 兼ねて鹿児島地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	渡邊英夫
二	四	一	鹿児島家庭裁判所判事に補する 鹿児島家庭裁判所名瀬支部勤務を命ずる 兼ねて鹿児島地方裁判所判事に補する	鹿児島家庭裁判所判事に補する 鹿児島家庭裁判所名瀬支部勤務を命ずる 兼ねて鹿児島家庭裁判所判事に補する	内閣	
三	四	一	鹿児島地方裁判所判事に補する 鹿児島地方裁判所名瀬支部勤務を命ずる 鹿児島地方裁判所名瀬支部長を命ずる	最高裁判所		
四	四	一	鹿児島地方裁判所判事に補する 鹿児島地方裁判所名瀬支部勤務を命ずる 鹿児島地方裁判所名瀬支部長を命ずる 兼ねて鹿児島家庭裁判所判事に補する			

年号月日 事

項序名

鹿児島家庭裁判所名瀬支部勤務を命ずる

名瀬簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者

に指名する  
最高裁判所

平成二五 四 東京地方裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する

二八 四 長崎地方裁判所判事に補する

長崎地方裁判所佐世保支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

兼ねて長崎家庭裁判所判事に補する

長崎家庭裁判所佐世保支部勤務を命ずる

佐世保簡易裁判所判事に補する

二九 一 部の事務を総括する者に指名する

三〇 一 部の事務を総括する者に指名する

一 部の事務を総括する者に指名する

4丁



1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月	日	事	氏名
旧氏名	年月日の 出生日	昭和四十七年九月七日	佐藤 隆幸
項	序	名	

司法試験第二次試験合格

司法試験管理委員会

一九	一八	一一	一五	一三	一一	九	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会
九	四	一一	一〇	一一	一一	九		
一	一	一	一六	一六	一六	三		
仙台簡易裁判所判事に兼ねて任命する	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	兼ねて仙台家庭裁判所判事補に補する	兼ねて仙台地方裁判所判事補に任命する	司法修習生の修習終了				
最高裁判所	内閣	内閣	最高裁判所					



佐藤隆幸

年号月日事

項

序

名

裁判所

最高裁判所

兼ねて札幌地方裁判所判事補に補する  
札幌簡易裁判所判事に補する

平成二五年一月一六日判事兼簡易裁判所判事に任命する

内閣

兼ねて札幌地方裁判所判事に補する  
札幌家庭裁判所判事に補する

最高裁判所

平成二六年一月二六日判事兼簡易裁判所判事に補する

平成二七年一月二七日判事兼簡易裁判所判事に補する

兼ねて札幌家庭裁判所判事に補する  
東京地方裁判所判事に補する

平成二八年一月三〇日判事兼簡易裁判所判事に補する

平成二九年一月三一日判事兼簡易裁判所判事に補する

兼ねて札幌家庭裁判所判事に補する  
東京高等裁判所判事に補する

平成二九年一月三一日判事兼簡易裁判所判事に補する

兼ねて法務省民事局付に充てる

平成二九年一月三一日判事兼簡易裁判所判事に補する  
法務省民事局付に充てる

法務省

3丁

4丁

## 裁 判 所

令和  
三  
七  
一  
六

事

項

法序

名

佐藤 隆幸

法務省民事局参事官に充てる

1丁		裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍		
二五	二四				
一	一二				
一六	一九				
判事補に任命する	司法修習生の修習終了	司法試験合格	事	氏名	藤田直規
内閣	リ	司法試験委員会	項序名	旧氏名	ふじたなお規き
				年出生日の	昭和五十八年十月十八日

年 月 日	所 在 地	事 項	所 管 部	判 裁
平成二十五年一月六日	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	内閣	裁判所
令和元年二月七日	兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所	内閣	裁判所
令和元年二月八日	兼ねて東京簡易裁判所判事に任命する	最高裁判所	内閣	裁判所
令和元年二月四日	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	内閣	裁判所
令和元年二月四日	福岡地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	内閣	裁判所
令和元年二月六日	福岡家庭裁判所久留米支部勤務を命ずる	最高裁判所	内閣	裁判所
令和元年二月六日	兼ねて福岡家庭裁判所久留米支所勤務を命ずる	最高裁判所	内閣	裁判所
令和元年二月六日	久留米簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	内閣	裁判所
令和元年二月六日	より判事の職務を行う者に指名する	最高裁判所	内閣	裁判所
令和元年二月七日	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	内閣	裁判所
令和元年二月八日	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	内閣	裁判所
法務事務官（法務省民事局付）に併任する	法務事務官（法務省民事局付）に併任する	最高裁判所	内閣	裁判所

3丁

## 裁判所

年号

月日

事

項

法務省

名

令和二年四月一日

法務省大臣官房国際課付に併任する

藤田直規

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月	日	事	
項	年月日の 出生の 年月日	氏名	姓 名
序	昭和四十九年十二月二十五日	旧氏名	おおの 大野晃宏
名			

年九月一日事

司法試験管理委員会

名古屋家庭裁判所岡崎支部勤務を命ずる

判事補に任命する

東京地方裁判所判事補に補する

名古屋家庭裁判所判事補に補する

最高裁判所  
内閣

大野晃宏

年号月日事

頌  
序  
名

兼ねて名古屋地方裁判所判事補に補する

名古屋地方裁判所岡崎支部勤務を命ずる

平成二年五月四日簡易裁判所判事に兼ねて任命する

內閣

四

岡崎簡易裁判所判事に補する

最高裁判所

三

名古屋地方裁判所判事補に補する

名古屋地方裁判所岡崎支部勤務を命ずる

東坡全集卷之三

- 1 -

利市補兼簡易裁判所判事之任命狀

卷之三

徳島地方裁判所判事補に補する

兼ねて徳島家庭裁判所判事補に補する

最高裁判所

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に

より判事の職務を行わしむる者に指名する

年号月日 事

項

序

名

裁判所		年号月日	事	項	序	名
平成二〇	四一	一 檢事二級（東京地方検察庁検事）	に任命する	法務事務官（法務省民事局付）	に併任する	法務省
二二	四一	一 内閣府事務官（公益認定等委員会事務局総務課課長				
二三	四一	一 大臣官房公益法人行政担当室参事官補佐の併任を解	除する	大臣官房公益法人行政担当室参事官補佐に併任する	内閣	
二五	四一	一 東京地方裁判所判事に補する		内閣府事務官（公益認定等委員会事務局総務課課長		
		東京簡易裁判所判事に補する		判事兼簡易裁判所判事に任命する		
		盛岡地方裁判所判事に補する		補佐）の併任を解除する		
		兼ねて盛岡家庭裁判所判事に補する				

## 裁判所

年号月日

事

項

序

大野晃宏  
名

盛岡家庭裁判所一関支部勤務を命ずる

一関簡易裁判所判事に補する

一関簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者

に指名する

平成二八年四月一日 東京地方裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する

検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務省民事局付に充てる

かねて法務省民事局参事官に充てる

法務省民事局参事官に充てる

かねて法務省訟務局参事官に充てる

東京高等検察庁検事に配置換する

法務省民事局参事官に充てる

法務省民事局参事官に充てることを解く

法務省訟務局参事官に充てることを解く

5丁

## 裁 判 所

年 号 月 日

事

項

庁

大 野 晃 宏

名

令 和 三 七 一 六

農林水産事務官（大臣官房法務支援室長）に併任す

る

農林水産省

転官承諾書

令和 年 月 日

法務大臣殿

東京高等検察庁検事

検事



転　官　承　諾　書

令和　年　月　日

法　務　大　臣　殿

東京地方検察庁検事

検　　事



転官承諾書

令和 年 月 日

法務大臣 殿

東京地方検察庁検事

検事



転　官　承　諾　書

令和　年　月　日

法　務　大　臣　殿

東京高等検察庁検事

検　　事

最高裁人任第1152号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

おって、同人は、本官たる判事としての任期が令和5年8月4日限り終了し、同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となるものである。

たか まつ ひろ ゆき  
高 松 宏 之

(発令希望日 令和5年8月5日)

## 判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月5日)

補職さるべき庁	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
(再任) 神戸地判事兼神戸簡裁判事	神戸地判事兼神戸簡裁判事	高 松 宏 之	昭40.10.21	略

## 兼 官 理 由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

最高裁人任第1211号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

判事補兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京地方検察庁検事) 検 事 谷 矢 愛

(発令希望日 令和5年8月2日)

## 判事補兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月2日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
東京地判事補兼東京簡裁判事	東京地検検事	谷矢 愛	昭63.10.4	裁判所法第43条、同法第44条第1項(職権特例法第3条の3による場合を含む)

## 兼 官 理 由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

転官承諾書

令和 年 月 日

法務大臣殿

東京地方検察庁検事

検事



裁 判 所			
年 号	出生 地	現住 所	本 籍
月			
日			
事			
九			
一〇			
司法試験合格			
鹿児島地方裁判所判事補に任命する	司法修習生の修習終了		
最高裁判所	内閣		
項	旧氏名	出生月日の	氏名
序		昭和六十三年十月四日	たに 谷 矢
名			あい

裁判所		年号	月	日	事項	内閣	最高裁判所	谷矢愛名
平成二十九	四	一	一	一六	兼ねて鹿児島家庭裁判所判事補に補する			
		三〇	一	一六	簡易裁判所判事に兼ねて任命する			
			四	一	鹿児島簡易裁判所判事に補する			
				一六	横浜地方裁判所判事補に補する			
				一	兼ねて横浜家庭裁判所判事補に補する			
				一六	横浜簡易裁判所判事に補する			
				一	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する			
				一	和歌山地方裁判所判事補に補する			
				一	和歌山地方裁判所田辺支部勤務を命ずる			
				一	兼ねて和歌山地方裁判所御坊支部勤務を命ずる			
				一	兼ねて和歌山家庭裁判所田辺支部勤務を命ずる			
				一	兼ねて和歌山家庭裁判所御坊支部勤務を命ずる			
				一	田辺簡易裁判所判事に補する			

裁 判 所		年 号	月	日	事 項	谷 矢 愛
令和	四	四	一	一	兼ねて御坊簡易裁判所判事に補する 御坊簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者 に指名する	
					検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する 法務事務官（法務省民事局付）に併任する	
					法務省	最高裁判所

最高裁人任第1213号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

裁判所法第45条第1項の規定により簡易裁判所判事に任命されるべき者を別紙のとおり指名する。

なお、本件は簡易裁判所判事選考委員会の選考及び裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和5年8月1日)

(別紙)

加	藤	和	智	弘
黒	澤	和	芝	之
佐	藤	信	哉	哉
白	崎	直	彦	彦
高	橋	直	人	人
寺	尾	英	明	明
長	郷	文	香	香
樺	口	豊		
布	施	敏	幸	幸
本	田	平	鶴	鶴
村	上	ま	政	司
森	田	青	生	生
山	本	隆	行	行
横	山	真	華	華
渡	辺	一	彌	彌
氏	家	裕	美	美
柏	原	成	光	光

木 原 義 則

小 林 智 人

西 川 浩 一

吉 村 勝 彦

神 谷 秀 行

小 林 剛

竹 内 亨

原 田 明

廣 田 幸 紀

大 儀 博

梶 原 陽 一 朗

川 崎 道 治

中 井 靖 夫

鈴 野 勝 之

平 田 浩 司

生 田 彰

板 野 繁 樹

富 田 真 生

小 澤 良 平

明 崇 橋 高

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
東京簡裁判事		加藤和広	昭39.8.27	裁判所法第45条第1項
東京簡裁判事		黒澤和之	昭41.12.4	"
東京簡裁判事		佐藤信哉	昭39.3.19	"
東京簡裁判事		白崎直彦	昭36.3.18	"
東京簡裁判事		高橋直人	昭39.2.1	"
東京簡裁判事		寺尾英明	昭38.12.13	"

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき序	現職	氏名	生年月日	根拠法規
東京簡裁判事		長郷文香	昭38.11.3	裁判所法第45条第1項
東京簡裁判事		樋口豊	昭39.1.16	〃
東京簡裁判事		布施敏幸	昭38.9.10	〃
東京簡裁判事		本田千鶴	昭39.8.30	〃
東京簡裁判事		村上政司	昭38.7.6	〃
東京簡裁判事		森田育生	昭40.8.30	〃

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
東京簡裁判事		山本 隆行	昭53.5.2	裁判所法第45条第1項
東京簡裁判事		横山 真幸	昭38.9.3	〃
東京簡裁判事		渡辺 一弥	昭37.5.31	〃
大阪簡裁判事		氏家 裕美	昭54.5.3	〃
大阪簡裁判事		柏原 成光	昭55.4.11	〃
大阪簡裁判事		木原 義則	昭37.9.28	〃

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
大阪簡裁判事		小林智人	昭42.7.1	裁判所法第45条第1項
大阪簡裁判事		西川浩二	昭37.9.30	〃
大阪簡裁判事		吉村勝彦	昭47.7.26	〃
名古屋簡裁判事		神谷秀行	昭38.10.4	〃
名古屋簡裁判事		小林剛	昭41.5.5	〃
名古屋簡裁判事		竹内亨	昭47.2.16	〃

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
名古屋簡裁判事		原田 明	昭40.1.20	裁判所法第45条第1項
名古屋簡裁判事		廣田 幸紀	昭39.2.4	〃
広島簡裁判事		大儀一博	昭38.2.13	〃
福岡簡裁判事		梶原 陽一朗	昭38.10.18	〃
福岡簡裁判事		川崎 道治	昭38.5.14	〃
福岡簡裁判事		中井 靖夫	昭42.3.31	〃

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき序	現職	氏名	生年月日	根拠法規
福岡簡裁判事		髭野 勝之	昭38.11.12	裁判所法第45条第1項
福岡簡裁判事		平田 浩司	昭38.1.8	
仙台簡裁判事		生田 彰	昭45.8.7	
仙台簡裁判事		板野 繁樹	昭39.3.25	
仙台簡裁判事		富田 真生	昭38.7.10	
札幌簡裁判事		小澤 良平	昭39.3.12	

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
高松簡裁判事		高橋素明	昭38.9.29	裁判所法第45条第1項

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月日			
事			
項	旧氏名	年出生日の	氏名
序		昭和三十九年八月二十七日	加藤和広
名			かとうかずひろ

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

加 藤 和 広

名

## 裁判所

年号 月 日 事

項

序

加藤和広

名

3丁

	ハ二八	ハ二六	ハ二四	ハ二二		
	八	四	一	一	東京高等裁判所裁判所事務官（事務局總括企画官）	
	一	一	東京地方裁判所裁判所書記官（民事次席書記官）を	命ずる		
	最高裁判所事務総局人事局裁判所事務官（職員管理官）を命ずる	最高裁判所事務官（事務局人事課長）を	命ずる	最高裁判所	ハ	
最高裁判所事務総局人事局裁判所事務官（参事官）		東京高等裁判所				

4丁

## 裁 判 所

年 号

月 日

事

項

府

加 藤 和 広

最 高 裁 判 所

平 成 三〇

八

一 最 高 裁 判 所 事 務 總 局 人 事 局 裁 判 所 事 勿 官 ( 參 事 官 )

の 併 任 を 解 除 す る

令 和 元

八 八

千 葉 地 方 裁 判 所 裁 判 所 事 勿 官 ( 事 勿 局 長 ) を 命 ず る  
東 京 地 方 裁 判 所 裁 判 所 事 勿 官 ( 事 勿 局 長 ) を 命 ず る  
東 京 高 等 裁 判 所 裁 判 所 事 勿 官 ( 事 勉 局 次 長 ) を 命 ず る

八

八

八

八

1丁

裁 判 所			
年 号	出生地	現住所	本 籍
月			
日			
事			
項	年 月 生 日 の	氏 名	氏 名
項	昭和四十一年十二月四日	黒澤	くろさわ
項		和	かず
項		ゆき	ゆき
名		之	

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

名

黒澤和之

3丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名

黒  
澤  
和  
之

4丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

黒澤和之

名

5丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

名

黒澤和之

6丁

裁判所

年

号

月

日

事

項

序

黒澤和之

名

〃 五  
四  
一

東京簡易裁判所裁判所書記官（民事次席書記官）を

命ずる

東京簡易裁判所裁判所書記官（刑事次席書記官）に  
併任する

〃

1丁

裁 判 所			
年 号	出生 地	現 住 所	本 籍
月			
日			
事			
項	年出生 月生 日の	氏 名	
序	旧氏名	昭和三十九年三月十九日	佐さ 藤とう 信しん 哉や
名			

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

佐  
藤  
信  
哉

名

3丁						裁 判 所
ル 二八	ル 二七	ル 二五	ル 二四	ル 二二	ル 二一	年 号
八	七	七	四	八	一	月 日
一	一	一	一	一	一	事 項
東京高等裁判所裁判所事務官（事務局総務課長）を 最高裁判所事務総局秘書課裁判所事務官（参事官） 最高裁判所長官秘書官を命ずる 官）を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課裁判所事務官（参事官） 最高裁判所長官秘書官を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課裁判所事務官（参事官） 最高裁判所長官秘書官を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課裁判所事務官（参事官） 最高裁判所長官秘書官を命ずる	最高裁判所事務総局秘書課裁判所事務官（参事官） 最高裁判所長官秘書官を命ずる	新潟地方裁判所裁判所事務官（事務局次長）を命ず る	最高裁判所
ル	ル	ル	ル	ル	ル	項 名 佐 藤 信 哉

4丁		裁判所					年号	月	日	事項	序号	佐藤信哉
年	月	日	年	月	日							
平成三〇	四	一	宇都宮家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）	宇都宮家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）	宇都宮家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）	命ずる						
八	八	一	宇都宮地方裁判所裁判所事務官（事務局長）	宇都宮地方裁判所裁判所事務官（事務局長）	宇都宮地方裁判所裁判所事務官（事務局長）	命ずる						
九	八	一	裁判所職員総合研修所教官を命ずる	裁判所職員総合研修所教官を命ずる	裁判所職員総合研修所教官を命ずる	命ずる						
三	八	一	最高裁判所裁判所書記官（訟廷首席書記官）を命ずる	最高裁判所裁判所書記官（訟廷首席書記官）を命ずる	最高裁判所裁判所書記官（訟廷首席書記官）を命ずる	命ずる						
一	最高裁判所裁判所書記官（大法廷首席書記官）を命ずる	最高裁判所裁判所書記官（大法廷首席書記官）を命ずる	最高裁判所裁判所書記官（大法廷首席書記官）を命ずる	最高裁判所裁判所書記官（大法廷首席書記官）を命ずる	最高裁判所裁判所書記官（大法廷首席書記官）を命ずる	命ずる						

1丁

裁 判 所			
年 号	出生 地	現 住 所	本 籍
月 日			
事			
項	旧 氏 名	年 出 生 月 日 の	氏 名
序		昭 和 三 十六 年 三 月 十 八 日	し ら 白 さ 崎 な お 直 彦
名			ひ こ

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

名

白 崎 直 彦

3丁

裁 判 所

年  
号

月  
日

事

項

序

名

白  
崎  
直  
彦

4丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名

白  
崎  
直  
彦

5丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名

白  
崎  
直  
彦

6丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名

白  
崎  
直  
彦

7丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

白 崎 直 彦

名

1丁

裁 判 所		本籍
年号	出生地	
月		
日		
事		
氏名	出生の 年月日	高橋 たかはし
旧氏名		直なおと
項目	昭和三十九年二月一日	
序名		

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

高 橋 直 人

名

3丁

裁判所

年号月日事

項序名高橋直人

〃	〃	〃	〃	〃	〃	旭川家庭裁判所家庭裁判所調査官（次席家庭裁判所
二七		二五		二三	四	調査官）を命ずる
四		四	〃	一	札幌家庭裁判所家庭裁判所調査官（次席家庭裁判所	調査官）を命ずる
一		一	〃	一	札幌高等裁判所家庭裁判所調査官に併任する	札幌高等裁判所家庭裁判所調査官の併任を解除する
東京家庭裁判所家庭裁判所調査官（次席家庭裁判所	判所調査官）を命ずる	さいたま家庭裁判所家庭裁判所調査官（次席家庭裁判所調査官）を命ずる	最高裁判所	〃	札幌高等裁判所	

年号

月日

事

項

序

高橋直人

名

平成二七  
三〇四  
一東京高等裁判所家庭裁判所調査官に併任する  
最高裁判所事務総局家庭局裁判所事務官（第三課長

調査官）を命ずる

最高裁判所

令和二  
四

一

名古屋家庭裁判所家庭裁判所調査官（首席家庭裁判所調査官）を命ずる

（）を命ずる

最高裁判所

四

八

（）

名古屋高等裁判所家庭裁判所調査官（上席の家庭裁判所調査官）に併任する

（）

最高裁判所裁判所技官（事務総局家庭審議官）を命ずる

最高裁判所

名古屋高等裁判所家庭裁判所調査官（上席の家庭裁判所調査官）の併任を解除する

名古屋高等裁判所

1丁

裁 判 所			
年 号	出生 地	現住 所	本 籍
月			
日			
事			
項	旧 氏 名	年 出 生 月 日 の	氏 名
序		昭和三十八年十二月十三日	寺 尾 英 明
名			て ら お ひ で あ き

2丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名

寺 尾 英 明

3丁	裁判所
年号	
月	
日	
事項	
府	
寺尾英明	
名	
最高裁判所	
岐阜地方裁判所裁判所事務官（事務局次長）を命ずる	岐阜地方裁判所裁判所事務官（事務局次長）を命ずる
名古屋地方裁判所裁判所事務官（事務局次長）を命ずる	名古屋高等裁判所裁判所事務官（事務局会計課長）
する	
一	一
四	四
一一三	二二〇
リ	リ

4丁	裁 判 所	年 号	月 日	事 項	序 名
	平成二六	四	一	最高裁判所事務総局経理局裁判所事務官（管理課長）を命ずる	最高裁判所
	令和二	四	一	岐阜地方裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる	岐阜地方裁判所
	リ	三	八	名古屋高等裁判所裁判所書記官（民事首席書記官）を命ずる	名古屋高等裁判所
			一	最高裁判所裁判所書記官（第一小法廷首席書記官）を命ずる	最高裁判所

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年出生月日の	氏名
序		昭和三十八年十一月三日	長なごう郷あや文香か
名			

2丁

裁 判 所

年  
号

月

日

事

項

序

長 鄉 文 香  
名

3丁			裁 判 所	年 号
	二 七	二 六		月 日
	七	四		事 項
る	一	一	静岡地方裁判所裁判所書記官（刑事次席書記官）を 命ずる	
	前橋家庭裁判所裁判所事務官（事務局次長）を命ず			長 郷 文 香
		最高裁判所		名 

A丁

## 裁判所

平成二十九年号

四月一日

事

項

序

長郷文香

最高裁判所事務総局民事局裁判所事務官（参事官）  
を命ずる

最高裁判所

横浜家庭裁判所裁判所書記官（家事首席書記官）を

命ずる

千葉家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる

最高裁判所裁判所書記官（訟廷首席書記官）を命ず

令和元年八月一日

一月一日

る

II

II

II

II

1丁

裁 判 所			
年 号	出生 地	現 住 所	本 籍
月			
日			
事			
項	旧 氏 名	年 出 月 生 日 の	氏 名
序		昭和三十九年一月十六日	樋口豊
名			ひぐち ゆたか

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

樋

口

名

豊

3丁

裁 判 所

年  
号

月

日

事

項

序

名

樋 口 豊

4丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日

事

項

序

樋 口 豊

名

5丁

裁 判 所

年  
号

月

日

事

項

序

樞 口 豊

名

6丁

裁判所

年

号

月

日

事

項

序

樋口

豊

名

リ二九

四

一

新潟家庭裁判所裁判所書記官（次席書記官）を命ず

る

リ三一

四

一

横浜家庭裁判所裁判所書記官（家事次席書記官）を

命ずる

リ四八

一

一

新潟家庭裁判所裁判所書記官（首席書記官）を命ず

る

リ

リ

リ

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	出生月日の	氏名
序		昭和三十八年九月十日	布ふ施せ
名			敏としゆき

2丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名

布  
施  
敏  
幸

3丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項

序

布  
施  
敏  
幸

名



5丁

## 裁判所

令和  
年  
月  
日

事

項

序

布施敏幸

裁判所職員総合研修所裁判所事務官（事務局長）を

最高裁判所

名

1丁

裁 判 所			
年 号	出生地	現 住 所	本 籍
月			
日			
事			
項	旧 氏 名	年 出 生 月 日 の	氏 名
序		昭和三十九年八月三十日	本 ほん 田 だ 千 ち 鶴 づる
名			

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

本  
田  
千  
鶴  
名

3丁			裁 判 所		
令和 三	リ 三 一	リ 三 一 四	年 号	月 日	事 項
四			二 八	四 一	本 田 千 鶴
一					名
命 ず る	命 ず る	さ い た ま 家 庭 裁 判 所 裁 判 所 事 務 官 (事 務 局 企 画 第 一 課 長) を	最高 裁 判 所 事 務 總 局 情 報 政 策 課 裁 判 所 事 務 官 (審 查 官) を 命 ず る		庭
リ	リ				

4丁

## 裁 判 所

年  
号  
令和  
四月  
四日  
一  
る

事

項

庁

本 田 千 鶴

最高裁判所

名

す

（事務局総務課長）を命ず

司法研修所裁判所事務官

1丁

裁 判 所			
年 号	出生 地	現 住 所	本 籍
月			
日			
事			
項	旧 氏 名	年 出 生 月 日 の	氏 名
序		昭 和 三 十 八 年 七 月 六 日	村 上 政 司
名			む ら か み まさ し

2丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
村 上 政 司  
名

3丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

村 上 政 司

〃

二 三

四

一

金沢地方裁判所裁判所事務官（事務局次長）を命ず

4丁

裁判所										年号	月日	事項	最高裁判所	府名	村上政司	
平成二六	四	一	名古屋高等裁判所裁判所事務官（事務局総務課長）	を命ずる												
リ	四	二	リ	二八	リ	二九	リ	二八	リ	二九	八	四	一	金沢家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる	最高裁判所	
リ	八	九	リ	三一	リ	三一	リ	三一	リ	三一	八	四	一	裁判所職員総合研修所裁判所事務官（事務局総務課長）を命ずる	名古屋高等裁判所	
リ	一	一	リ	一	リ	一	リ	一	リ	一	一	一	一	津地方裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる	最高裁判所	
リ	最高裁判所裁判所書記官（第二小法廷首席書記官）	る	リ	名古屋家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる	リ	名古屋地方裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる	リ	名古屋地方裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる	リ	名古屋地方裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる	リ	リ	リ	最高裁判所	最高裁判所	
リ	最高裁判所		リ		リ		リ		リ							

1丁

## 裁判所

年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年出生日の	氏名
序		昭和四十年八月三十日	森田
名			いくお

2丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日

事

項

序

名

森 田 育 生

3丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

森 田 育 生

名

4 丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名

森 田 育 生

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年月生日の	氏名
序		昭和五十三年五月二日	山本隆行
名			やまもとたかゆき

2丁

裁 判 所

年  
号

月  
日

事

項

序

山 本 隆 行

名

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年月日の 出生日	氏名
序		昭和三十八年九月三日	横山
名			まさ
			真幸

2丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名

横  
山  
真  
幸

3丁

裁判所

年  
号月  
日

事

項

序

横山真幸  
名

一一		
二二		
八		
一		
東京地方裁判所裁判所書記官（刑事次席書記官）を	る	新潟地方裁判所裁判所事務官（事務局次長）を命ず
一一		
一		

4丁

		裁判所			年号	月	日	事項	最高裁判所	横山真幸
月	日	平成二四	四	一						
平成二四	四	一	東京地方裁判所裁判所事務官（事務局次長）	を命ずる						
平成二四	四	一	宇都宮地方裁判所裁判所事務官（事務局長）	を命ずる						
平成二四	四	一	さいたま家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）	を命ずる						
令和二四	一	東京家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）	を命ずる							
令和二四	一	東京高等裁判所裁判所書記官（刑事首席書記官）	を命ずる							

1丁

裁 判 所			
年 号	出生地	現住所	本 籍
月			
日			
事			
年 月 日 の 出 生 の 日	昭和三十七年五月三十一日	渡辺一弥	わたなべかずや
項	旧氏名	姓	姓
序		姓	姓
名		姓	姓

2丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名

渡  
辺  
一  
弥

3丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

名

渡  
辺  
一  
弥

4丁	裁判所		
九	年号	月	日
一	事		
東京地方裁判所裁判所書記官（民事次席書記官）を	項		
	渡辺一弥	名	
	最高裁判所		
	東京地方裁判所裁判所書記官（民事次席書記官）を		
	命ずる		
	さいたま地方裁判所裁判所書記官（民事次席書記官）を		
	命ずる		
	一	二九	
	四	三一	
	一	四	
	一	一	
	東京地方裁判所裁判所書記官（総括主任書記官）を		

5丁

裁判所

年号

月

日

命ずる

事

項

最高裁判所

庁

渡辺一弥

名

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年月生日の	氏名
序		昭和五十四年五月三日	氏家
名			裕美

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

氏 家 裕 美  
名

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年月日の 出生	氏名
序		昭和五十五年四月十一日	柏原 かしはら
名			成しげ 光みつ

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

柏 原 成 光

名

3丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日

事

項

序

柏 原 成 光  
名

1丁

## 裁判所

年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事	事	事	事
項	年出生日の 旧氏名	木　　はら　　よし 原　　義　　則	氏名
序	昭和三十七年九月二十八日	木　　はら　　よし 原　　義　　則	木　　はら　　よし 原　　義　　則
名		木　　はら　　よし 原　　義　　則	木　　はら　　よし 原　　義　　則

2丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
木 原 義 則  
名

3丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

木 原 義 則

名



1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年出生日の	氏名
序		昭和四十二年七月一日	小林とも智人
名			ひと

2丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名  
小  
林  
智  
人

3丁

裁 判 所

年  
号

月

日

事

項

序

名

小  
林  
智  
人

4丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
小  
林  
智  
人  
名

5丁

裁 判 所

年  
号

月

日

事

項

序

名

小  
林  
智  
人

6丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日

事

項

序

小  
林  
智  
人

名

1丁

裁 判 所			
年 号	出生 地	現 住 所	本 籍
月			
日			
事			
項	旧 氏 名	年 出 生 月 日 の	氏 名
序		昭 和 三 十七 年 九 月 三 十 日	に し 西 川 浩 二 じ
名			か わ こう

2丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日

事

項

序

西 川 浩 二

名

裁判所					年号	月	日	事	項	序	名
					大阪地方裁判所裁判所事務官（事務局次長・堺支部 配置）を命ずる						
平成二六	四	一	大阪家庭裁判所裁判所事務官（事務局次長・堺支部 配置）に併任する								
平成二九	八	四	大阪家庭裁判所裁判所事務官（事務局次長・堺支部 配置）の併任を解除する								
令和二	三	五	大阪簡易裁判所裁判所事務官（事務部長）を命ずる								
令和二	三	八	大阪地方裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる								
令和二	三	一	神戸家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる								
令和二	三	一	大阪家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる								
法第八十一条の二第一項の規定により令和五年三月			裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員								

西川 浩二

4丁

### 裁 判 所

年号月日

事

項

厅

名

三十一日限り定年退職

西川 浩二

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年出生日の	氏名
庁		昭和四十七年七月二十六日	よし 吉 むら 村 かつ 勝 ひこ 彦
名			

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

吉 村 勝 彦

名

3丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名

吉 村 勝 彦

1 丁

裁 判 所		本籍	
年号	出生地		
月			
日			
事			
項	旧氏名	年出生の	氏名
序		昭和三十八年十月四日	神谷秀行
名			かみ や ひで ゆき

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

神 谷 秀 行

名

3丁				裁 判 所	年 号
二 九	二 七		二 五		月 日
八	四		四		事
一	一		一		項
岐 阜 地 方 裁 判 所	裁 判 所 職 員 総 合 研 修 所 教 官 を 命 ず る	一 名 古 屋 高 等 裁 判 所 裁 判 所 事 務 官 (事 務 局 総 括 企 画 官 ) を 命 ず る	名 古 屋 高 等 裁 判 所	神 谷 秀 行	庭
裁 判 所 書 記 官 (刑 事 首 席 書 記 官 ) を	最 高 裁 判 所			名	

4丁

## 裁判所

年号

月日

事

項

庁

神谷秀行

名

命ずる

最高裁判所

平成三一  
令和三四  
一金沢地方裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる  
名古屋地方裁判所裁判所書記官（刑事首席書記官）

命ずる

リ

リ

名古屋高等裁判所裁判所書記官（刑事首席書記官）

命ずる

リ

リ

命ずる

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年出生日の	氏名
序		昭和四十一年五月五日	小 こ ばやし 林
名			剛 つよし

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

小  
林  
剛

名

3丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項

序

小  
林  
剛

名

4丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名  
小  
林  
剛

5丁

裁 判 所

年  
号

月  
日

事

項

序

小  
林

名

剛

6丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

小  
林  
剛

名

7丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日

事

項

序

小  
林  
剛

名

1丁

裁 判 所			
年 号	出生地	現 住 所	本 籍
月			
日			
事			
項	旧 氏 名	年 出 生 日 の	氏 名
一 序		昭 和 四 十七 年 二 月 十五 日	竹 内
名			亨 と お る

2丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名  
竹  
内  
亭

3丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

竹  
内

名

亨

4丁	裁判所			年号
				月
				日
				事
				項
				序
				竹内
				名
				亨

ノ  
四  
四

一 名古屋家庭裁判所裁判所事務官（事務局次長）を命  
ずる

最高裁判所

1丁

裁 判 所			
年 号	出生 地	現 住 所	本 籍
月			
日			
事			
項	旧 氏 名	年 出 生 月 日 の	氏 名
序		昭 和 四 十 年 一 月 二 十 日	原 は ら 田 だ
名			明 あ き ら

2丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日

事

項

序

原 由 明

名

3丁			裁判所		
ル 二 六	ル 二 四	ル 二 四	年 号		
四		四	月		
一		一	日		
名古屋地方裁判所裁判所事務官（事務局次長）を命 ずる	名古屋家庭裁判所裁判所事務官（事務局次長）を命 ずる	最高裁判所	事		
			項		
			原		
			田		
			明		

4丁	裁判所	年号	月	日	事項	序名	原田明
	平成二八	四	一	名古屋高等裁判所裁判所事務官（事務局総務課長）	を命ずる	最高裁判所	
	令和二	四	一	福井地方裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる	名古屋高等裁判所		
	リ	三一	九	名古屋地方裁判所裁判所書記官（民事首席書記官）	最高裁判所		
	リ	四	一	を命ずる			
	リ	四	一	名古屋高等裁判所裁判所書記官（民事首席書記官）	を命ずる		
	リ	四	一	を命ずる			
	リ	四	一	名古屋高等裁判所裁判所書記官（民事首席書記官）	を命ずる		

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年出生日の	氏名
庁		昭和三十九年二月四日	ひろ
名			廣田幸紀

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

廣 田 幸 紀

名

3丁

## 裁判所

年号月日

事

項

庁

廣田幸紀

名

H 二五 四 一 岐阜地方裁判所裁判所書記官（民事次席書記官）を

命ずる

最高裁判所

H 二七

四

一名古屋高等裁判所裁判所事務官（事務局総括企画官

）を命ずる

H 二九

四

一名古屋高等裁判所裁判所事務官（審査官）

名古屋高等裁判所

H 二九

四

一名古屋家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる

最高裁判所

令和二

四

一名古屋家庭裁判所裁判所書記官（家事首席書記官）

を命ずる

を命ずる

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年出生月日の	氏名
序		昭和三十八年二月十三日	おおぎ
名			一かずひろ

2丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
大  
儀  
一  
博  
名

3丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

大  
儀  
一  
博

名

4丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

大 儀 一 博  
名

5丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項

序

大  
儀  
一  
博

名

6丁	裁	判	所
			年
			号
			月
			日
			事
			項
			序
			大儀一博
			名

1丁

裁 判 所			
年 号	出生 地	現住 所	本 籍
月			
日			
事			
項	年出生 月生 日の	氏 名	
序	昭和三十八年十月十八日	梶 原	かじ はら
名		陽 一朗	よう いちろう
旧 氏 名			

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

梶 原 陽 一 朗

名

3丁

## 裁 判 所

年号月日事

項

序

九

名

梶原陽一朗

4丁	裁判所			年号	月	日	事	項	府	名
				平成二七	四		一 宮崎家庭裁判所裁判所事務官（事務局次長）を命ずる			
				平成二九	四		福岡地方裁判所裁判所事務官（事務局次長・小倉支部配置）を命ずる	最高裁判所		
				令和二一	四		福岡家庭裁判所裁判所事務官（事務局次長・小倉支部配置）に併任する			
				令和二一	四		福岡家庭裁判所裁判所事務官（事務局次長・小倉支部配置）の併任を解除する			
				平成二九	四		長崎家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる			
				平成二九	四		福岡高等裁判所裁判所書記官（刑事首席書記官）を命ずる			

樺原陽一朗

1丁

裁 判 所			
年 号	出生 地	現 住 所	本 籍
月			
日			
事			
項	年 月 生 日 の	氏 名	
序	昭 和 三 十 八 年 五 月 十 四 日	川 崎	か わ さ き
名		道 治	み ち は る

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

川  
崎  
道  
治

名

3丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

名

川  
崎  
道  
治

4丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

川  
崎  
道  
治

名

5丁

裁判所

年号  
月日

事

項

序

川崎道治  
名那霸地方裁判所裁判所事務官（事務局次長）を命ず  
長崎家庭裁判所裁判所書記官（首席書記官）を命ず

最高裁判所

令和二年九月一日  
那霸地方裁判所裁判所書記官（刑事首席書記官）を命ずる  
大分地方裁判所裁判所書記官（刑事首席書記官）を命ずる

四

四

一

命ずる

1丁

裁 判 所			
年 号	出生 地	現 住 所	本 籍
月			
日			
事			
項	旧 氏 名	年 出 生 月 日 の	氏 名
序		昭和四十二年三月三十一日	中 なか 井 い 靖 やす
名			夫 お

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

中 井 靖 夫

名

3丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

中 井 靖 夫

名

4丁

裁 判 所

命する

宮崎地方裁判所裁判所書記官（刑事次席書記官）を

最高裁判所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名  
中 井 靖 夫

5丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

中 井 靖 夫

名

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年出生日の	氏名
序		昭和三十八年十一月十二日	ひげ
名			野の
			勝かつ
			ゆき之

2丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日

事

項

序

鷺 野 勝 之  
名

3丁		裁 判 所		年 号	月 日	事	項	府	髪 野 勝 之 名
月	令和元	年	月						
月 二	令 和 元	年 二 五	月 八	一	一	熊本地方裁判所裁判所事務官（事務局次長）を命ずる			
九	八	二 八	四	一	一	福岡高等裁判所裁判所事務官（事務局人事課長）を命ずる			
一		二 八	一	一	一	最高裁判所事務総局人事局裁判所事務官（能率課長）を命ずる	最高裁判所		
		三 〇	八	一	一	最高裁判所事務総局人事局裁判所事務官（公平課長）を命ずる	福岡高等裁判所		
				一	一	最高裁判所事務総局人事局裁判所事務官（公平課長）に併任する			
					一	福岡家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる	最高裁判所		
					一	福岡地方裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる			
					福岡高等裁判所裁判所事務官（事務局次長）を命ずる				

4丁

裁 判 所

年

号

月

日

る

事

項

序

最高裁判所

名

鬱 野 勝 之

1丁

裁 判 所			
年 号	出生 地	現住 所	本 籍
月			
日			
事			
項	年出生 月生日の	氏 名	
序	昭和三十八年一月八日	平 ひら 田 た 浩 こう	
名		司 じ	

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

平 田 浩 司

名

3丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

名

平 田 浩 司

4丁	裁判所				
令和 三	リ	リ	リ	リ	年 号
			二九	二七	月
四	リ	リ	四	四	日
一	リ	リ	一	一	事
福岡地方裁判所裁判所書記官（民事次席書記官・小	福岡第一検察審査会事務局長を命ずる	福岡第一検察審査会事務官を命ずる	検察審査会事務官を命ずる	福岡高等裁判所裁判所事務官（事務局総務課文書企 画官）を命ずる	項
最高裁判所	福岡地方裁判所	最高裁判所	リ		序
平 田 浩 司	名				

5丁

## 裁 判 所

年  
号  
月  
日

事

項

序

平  
田  
浩  
司

倉支部配置) を命ずる

最高裁判所

名

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年出生月日の	氏名
序		昭和四十五年八月七日	いく 田た
名			あきら 彰

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

生

田

名

彰

3丁

裁 判 所

年  
号

月

日

事

項

序

名

生  
田  
彰

1丁

裁 判 所			
年 号	出生 地	現 住 所	本 籍
月			
日			
事			
項	旧 氏 名	年 出 生 月 日 の	氏 名
序		昭 和 三 十九 年 三 月 二 	板 いた 野 の 繁 しげ 樹 き
名			

2丁

裁 判 所

年  
号

月  
日

事

項

序

板  
野  
繁  
樹

名

3丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名

板 野 繁 樹

4丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
板 野 繁 樹  
名

5丁

## 裁判所

年号  
月日  
事項序  
板野繁樹  
名

令和元年

八月

一

仙台地方裁判所裁判所書記官（刑事次席書記官）を

命ずる

年四月

四月

一

山形地方裁判所裁判所書記官（民事首席書記官）を

命ずる

年四月

四月

一

福島地方裁判所裁判所書記官（刑事首席書記官）を

命ずる

年四月

四月

一

最高裁判所

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年出生日の	氏名
序		昭和三十八年七月十日	富田とみまさ
名			眞生み

2丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名

富 田 真 生

						裁判所		年号	月日	事項	富田真生
令和	三	四	四	一	一	二五	二八	三一	三	二三	二二
命ずる								福島地方裁判所裁判所書記官（刑事次席書記官）を命ずる			
								仙台高等裁判所裁判所書記官（刑事次席書記官）を命ずる			
								福島地方裁判所裁判所書記官（刑事首席書記官）を命ずる			
								盛岡家庭裁判所裁判所事務官（事務局長）を命ずる			
								仙台地方裁判所裁判所書記官（刑事首席書記官）を命ずる			
								最高裁判所			

1丁

裁 判 所			
年 号	出生地	現住所	本 籍
月			
日			
事			
項	年 月 生 日 の	氏 名	
序	昭和三十九年三月十二日	小澤 良平	おざわ りょうへい
名			

2丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

小澤良平

名

3丁

裁 判 所

年  
号

月  
日

事

項

序

小  
澤  
良  
平

名

4丁

裁 判 所

年  
号

月  
日

事

項

序

小  
澤  
良  
平

5丁

裁 判 所

年号 月日 事項

序名 小澤良平

6丁

裁 判 所

年

号

月

日

事

項

序

小澤良平

名

7丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名

小  
澤  
良  
平

8丁

裁 判 所

年  
号  
月  
日  
事

項  
序  
名

小  
澤  
良  
平

9丁

裁 判 所

年  
号

月  
日

事

項

序

名

小  
澤  
良  
平

10丁

裁 判 所

年  
号

月

日

事

項

序

小  
澤  
良  
平

名

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月			
日			
事			
項	旧氏名	年出生日の	氏名
序		昭和三十八年九月二十九日	たかはし 橋
名			もと 素 明あき

2丁

裁 判 所

年  
号

月

日

事

項

序

高 橋 素 明

名



4丁

裁 判 所

年  
号

月  
日

事

項

序  
名

高 橋 素 明

最高裁人任第1156号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

裁判所法第45条第1項の規定により簡易裁判所判事に任命されるべき者を別紙のとおり指名する。

なお、本件は簡易裁判所判事選考委員会の選考及び裁判官会議の議を経たものである。

おって、同人らは、簡易裁判所判事としての任期が令和5年7月31日限り終了するものである。

(発令希望日 令和5年8月1日)

(別紙)

青山直人

五十嵐満

内山修

岡野清二

小林司

坂原誠

竹澤宏之

玉井隆

八木澤秀司

山口敷文

古賀徳秀

山田眞

坂田知久

岩崎彰生

菅原雅男

渡辺高

大江貴之

北山 學  
織田 鮎  
細谷 和信  
五十嵐 利  
謙武 高行  
上原 光  
倉田 雄  
新屋 祐  
立川 寛  
岡田 幹  
宇都宮 敏  
西山 明  
武藏 次  
萬木 弘太郎  
紀平 和成  
澤実  
谷淳  
谷章

紀 ひろ 博  
雄 あき 文  
良 ひろ 仁  
次 ひろ 恭  
覺 さとる  
晴 ひかる  
滿 みつる  
人 ひと  
勝 まさる  
彰 ひで  
英 田 たけ  
靖 たけ  
裕 ひろ  
介 ひん  
玄 くわん  
中 なか  
村 そん  
希 ひの  
谷 たに  
村 そん  
井 いわ  
慧 けい  
佐 さと  
藤 とう  
原 はら  
福 ふく  
嶋 しま  
川 かわ  
末 すえ  
福 ふく  
告 おほ  
良 ひろ  
次 ひろ  
末 すえ  
包 ひろ  
末 すえ  
紀 ひろ

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	前職	氏名	生年月日	根拠法規
(再任) 東京簡裁判事	東京簡裁判事	青山直人	昭40.1.26	裁判所法第45条第1項
(再任) 東京簡裁判事	東京簡裁判事	五十嵐満	昭30.9.29	"
(再任) 東京簡裁判事	東京簡裁判事	内山修	昭30.6.2	"
(再任) 東京簡裁判事	東京簡裁判事	岡野清二	昭29.6.10	"
(再任) 東京簡裁判事	東京簡裁判事	小林司	昭33.9.1	"
(再任) 東京簡裁判事	東京簡裁判事	笠原誠	昭46.12.13	"

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき序	前職	氏名	生年月日	根拠法規
(再任) 東京簡裁判事	東京簡裁判事	竹澤宏之	昭33.4.10	裁判所法第45条第1項
(再任) 東京簡裁判事	東京簡裁判事	玉井 隆	昭28.8.10	〃
(再任) 東京簡裁判事	東京簡裁判事	八木澤秀司	昭33.7.31	〃
(再任) 東京簡裁判事	東京簡裁判事	山口 敦文	昭35.3.21	〃
(再任) 横浜簡裁判事	横浜簡裁判事	古賀 徳秀	昭34.2.9	〃
(再任) 横浜簡裁判事	横浜簡裁判事	山田 真	昭30.12.14	〃

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	前職	氏名	生年月日	根拠法規
(再任) さいたま簡裁判事	さいたま簡裁判事	坂田 知久	昭29.5.10	裁判所法第45条第1項
(再任) 川口簡裁判事	川口簡裁判事	岩崎 彰生	昭41.12.6	〃
(再任) 越谷簡裁判事	越谷簡裁判事	宮川 雅男	昭34.7.5	〃
(再任) 千葉簡裁判事	千葉簡裁判事	渡辺 高	昭41.1.20	〃
(再任) 市川簡裁判事	市川簡裁判事	大江 貴之	昭39.1.9	〃
(再任) 木更津簡裁判事	木更津簡裁判事	山北 学	昭31.6.29	〃

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき序	前職	氏名	生年月日	根拠法規
(再任)土浦簡裁判事	土浦簡裁判事	織田啓三	昭37.12.27	裁判所法第45条第1項
(再任)宇都宮簡裁判事	宇都宮簡裁判事	細谷和信	昭30.1.10	〃
(再任)桐生簡裁判事	桐生簡裁判事	五十嵐利幸	昭34.3.4	〃
(再任)大阪簡裁判事	大阪簡裁判事	諫武高行	昭29.4.12	〃
(再任)大阪簡裁判事	大阪簡裁判事	上原宏光	昭35.10.28	〃
(再任)大阪簡裁判事	大阪簡裁判事	倉田孝雄	昭28.11.24	〃

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	前職	氏名	生年月日	根拠法規
(再任) 大阪簡裁判事	大阪簡裁判事	新屋眞宏	昭31.5.15	裁判所法第45条第1項
(再任) 大阪簡裁判事	大阪簡裁判事	立川唱寛	昭29.10.24	〃
(再任) 枚方簡裁判事	枚方簡裁判事	岡田幹雄	昭38.6.19	〃
(再任) 伊丹簡裁判事	伊丹簡裁判事	宇都宮庫敏	昭34.1.1	〃
(再任) 明石簡裁判事	明石簡裁判事	西山明	昭32.12.14	〃
(再任) 名古屋簡裁判事	名古屋簡裁判事	武長信次	昭30.9.22	〃

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
(再任) 四日市簡裁判事	四日市簡裁判事	高木 弘太郎	昭33.4.8	裁判所法第45条第1項
(再任) 大垣簡裁判事	大垣簡裁判事	紀 平 和 成	昭36.11.10	〃
(再任) 可部簡裁判事兼 広島簡裁判事	可部簡裁判事兼 広島簡裁判事	澤 実	昭29.7.22	〃
(再任) 大竹簡裁判事兼 広島簡裁判事	大竹簡裁判事兼 広島簡裁判事	谷 野 淳	昭31.12.6	〃
(再任) 柳井簡裁判事兼 周南簡裁判事	柳井簡裁判事兼 周南簡裁判事	谷 生 浩 章	昭36.9.24	〃
(再任) 福岡簡裁判事	福岡簡裁判事	末 包 博 紀	昭35.4.18	〃

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
(再任) 福岡簡裁判事	福岡簡裁判事	福吉文雄	昭34.1.23	裁判所法第45条第1項
(再任) 福岡簡裁判事	福岡簡裁判事	吉住良二	昭30.2.28	"
(再任) 佐賀簡裁判事	佐賀簡裁判事	末次恭	昭32.4.21	"
(再任) 諫早簡裁判事	諫早簡裁判事	川崎覺	昭30.7.24	"
(再任) 壱岐簡裁判事	壱岐簡裁判事	福原光晴	昭33.2.17	"
(再任) 仙台簡裁判事	仙台簡裁判事	佐藤満	昭28.8.28	"

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
(再任) 釜石簡裁判事	釜石簡裁判事	三 井 繁 人	昭35.5.29	裁判所法第45条第1項
(再任) 十和田簡裁判事兼八戸簡裁判事	十和田簡裁判事兼八戸簡裁判事	我 妻 勝	昭43.8.29	〃
(再任) 江差簡裁判事兼松前簡裁判事	江差簡裁判事兼松前簡裁判事	池 田 英 彰	昭36.7.22	〃
(再任) 名寄簡裁判事兼中頓別簡裁判事	名寄簡裁判事兼中頓別簡裁判事	布 谷 靖 裕	昭32.3.7	〃
(再任) 觀音寺簡裁判事兼丸亀簡裁判事兼高松簡裁判事	高松簡裁判事	中 村 玄 介	昭33.9.28	〃

最高裁人任第1155号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

簡易裁判所判事兼判事補に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

はんじょうまさよ代  
番條雅代

(発令希望日 令和5年8月1日)

## 簡易裁判所判事兼判事補任命資格調

(令和5年8月1日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
横浜簡裁判事兼 横浜地家判事補		番條 雅代	昭55.3.17	裁判所法第44条第1項 (職権特例法第3条の3 による場合を含む)、同 法第43条

## 兼 官 理 由

地方裁判所又は家庭裁判所の事件処理を機動的に行うため、その所在地の簡易裁判所の簡易裁判所判事に判事補を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

1 丁

裁 判 所	本 籍	
年 号	出生 地	現 住 所
月		
日		
事		
項	氏 名	年 出 月 生 日 の
序	旧 氏 名	昭 和 五 十 五 年 三 月 十 七 日
名		



裁判所		年号	月	日	事項	番号	条例雅代
裁判	判	年	月	日	最高裁判所	序	名
平成二七	一九	四	一	六	大阪地方裁判所判事補に補する		
	三〇	一	六		兼ねて大阪家庭裁判所判事補に補する		
	四	一	九		大阪簡易裁判所判事に兼ねて任命する		
					神戸地方裁判所判事補の職務代行を命ずる		
					神戸地方裁判所尼崎支部勤務を命ずる		
					神戸家庭裁判所判事補の職務代行を命ずる		
					神戸家庭裁判所尼崎支部勤務を命ずる		
	七	二	一	六	尼崎簡易裁判所判事の職務代行を命ずる		
					神戸地方裁判所判事補の職務代行を命ずる		
					神戸家庭裁判所判事補の職務代行を命ずる		
					尼崎簡易裁判所判事の職務代行を免ずる		
令和二	一	六	一	六	判事補の職權の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する		
					最高裁判所		
二八	東京地方裁判所判事補に補する						
3丁							

4丁	裁判所								最高裁判所	番名
	年号	月	日	事	項	府	条	代		
	令和二年三月六日	最高裁判所	東京簡易裁判所判事に補する							
	五	六	七	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる						
	六	一七	一	願に依り本官並びに兼官を免ずる						
	二三	東京出發	外務事務官（国際連合日本政府代表部二等書記官）	外務省	内閣					
		ニユートヨーク着任	に採用する							
		帰朝を命ずる	東京出發							

最高裁人任第1153号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

簡易裁判所判事に兼ねて任命されるべき者を別紙のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

おって、同人らは、兼官たる簡易裁判所判事としての任期が令和5年7月31日  
限り終了するものである。

(発令希望日 令和5年8月1日)

(別紙)

(神戸地方裁判所判事兼)  
(神戸家庭裁判所判事)

判 事

いし わた  
石 渡

けい  
圭

(広島高等裁判所判事)

同

しげ わか  
重 高

けい  
啓

簡易裁判所判事任命資格調 (令和5年8月1日)

補職さるべき序	現職及び前職	氏名	生年月日	根拠法規
(再任)	神戸地家判事兼 神戸簡裁判事	神戸地家判事兼 神戸簡裁判事	石渡 圭	昭58.12.25
(再任)	広島高岡山支判 事兼岡山簡裁判 事	広島高岡山支判 事兼岡山簡裁判 事	重高 啓	昭53.8.22

## 兼 官 理 由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

最高裁人任第1143号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

(久留米簡易裁判所判事) 簡易裁判所判事

ひのやすし  
日野 靖史

願に依り本官を免ずる

上記のとおり発令されたい。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和5年7月31日)

退官願

令和 年 月 日

内閣総理大臣殿

久留米簡易裁判所判事

簡易裁判所判事

最高裁入任第1140号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

(奈良地方裁判所判事兼)

(奈良家庭裁判所判事)

(葛城簡易裁判所判事)

判 事 兼

簡易裁判所判事

さ も たけし

佐 茂 剛

願に依り本官並びに兼官を免ずる

上記のとおり発令されたい。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和5年7月31日)

退官願

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

奈良地方裁判所判事（葛城支部勤務）兼  
奈良家庭裁判所判事（葛城支部勤務）  
葛城簡易裁判所判事

判事兼  
簡易裁判所判事



最高裁入任第1214号

令和5年7月19日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎

(公印省略)

(大阪高等裁判所判事)  
(大阪簡易裁判所判事)

判 事 兼  
簡易裁判所判事

ち ば かず のり  
千 葉 和 則

願に依り本官並びに兼官を免ずる

上記のとおり発令されたい。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和5年8月11日)

退官願

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

大阪高等裁判所判事  
大阪簡易裁判所判事

判事 兼  
簡易裁判所判事

